

令和5（2023）年4月6日

尼崎市
阪神電気鉄道株式会社
阪急阪神不動産株式会社

阪神尼崎駅前 中央公園のリニューアルを実施します ～関西初！都市公園リノベーション協定制度を活用し、公園施設設置管理協定を締結～

尼崎市（市長：松本眞）と阪神電気鉄道株式会社（本社：大阪市福島区、社長：久須勇介、以下「阪神電車」といいます。）は、公園を中心とした新たな地域の魅力創出や活性化を目的として、令和5（2023）年3月31日付けで「中央公園及び周辺地域のさらなる魅力向上に向けた公園施設設置管理協定」を締結し、阪急阪神不動産株式会社（本社：大阪市北区、社長：諸富隆一）とともに、中央公園のリニューアルに着手することを決定しましたので、お知らせします。

本取組みは、都市再生特別措置法に規定された都市公園リノベーション協定制度（※）を用いて、多様な場面で活用できる公園を整備するもので、令和7（2025）年3月頃の完成を目指します。

具体的には、芝生広場やベンチの設置による日常的な憩いの場の提供や、滞在快適性等向上公園施設（飲食店等）の設置を通じた利便性・滞留性の向上を図るとともに、様々なイベントにも利用可能な交流空間を形成します。なお、同制度を活用した公園整備は関西初となります。

尼崎市は、市内の阪神沿線（以下「南部地域」といいます。）を中心とした観光地域づくりを推進するとともに、令和3（2021）年度以降、鉄道駅周辺の特色を活かしたまちづくりを進めることで、南部地域における交流人口の増加や地域の活性化に取り組んでいます。また、阪神電車では、「魅力あふれる沿線の創造」に向け、南部地域を沿線価値創造の重点エリアと位置づけています。

そうした中、令和5（2023）年度からは、阪神電鉄を代表とする共同企業体が、阪神尼崎駅周辺に集積している公共施設の管理や運営を担う等、両者が連携・協力したまちづくりを進めています。

今後は、中央公園のリニューアルによる新たなイメージの発信と、公共施設の包括管理による既存の地域資源を活用した賑わいの創出を一体的に進めることで、尼崎市の玄関口の1つである阪神尼崎駅周辺の都市再生を官民連携で推進してまいります。

1. 整備内容

- (1) ベンチ、植栽、芝生広場等の整備
- (2) 飲食・食物販も可能な滞在快適性等向上公園施設の設置
- (3) 公園と一体的な歩行者空間及び休憩施設の整備

2. スケジュール（予定）

令和6（2024）年4月 着工
令和7（2025）年3月頃 完成・供用開始予定

<中央公園 位置図>

中央公園は、阪神尼崎駅の北側に位置する都市公園です。



<リニューアルイメージ>



公園全体イメージ



滞在快適性等向上公園施設
(飲食店等)イメージ

(※) 都市公園リノベーション協定制度…市町村が「都市再生整備計画」に定める「滞在快適性等向上区域」内における特例メニューの一つで、民間事業者やまちづくり団体などが、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか形成の一環として、公園内に飲食店や売店をつくり、併せて園路や広場をリノベーションする場合に適用され、飲食店や売店の設置管理許可期間や建ぺい率に関する特例を付与する制度。

以上